

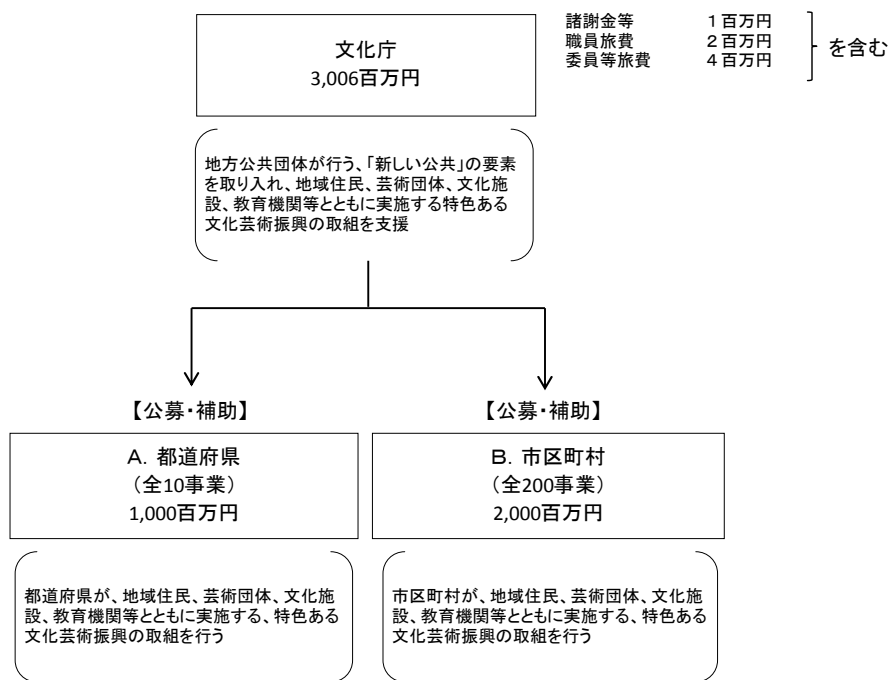
平成23年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ		担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～平成27年度		担当課室	芸術文化課		芸術文化課長 山崎秀保		
会計区分	一般会計		施策名	XⅢ-1 芸術文化の振興				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化芸術振興基本法4条、14条、35条		関係する計画、通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針) (平成23年2月8日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	文化芸術振興基本法では、地方公共団体の責務(第4条)、地方公共団体の施策(第35条)等の規定を置き、地方における文化芸術の振興を促しているが、同法制定後約10年経過した現在においても、文化振興のための条例を制定しているのは、都道府県では24道府県、政令指定都市では4市にとどまっている(平成22年7月現在)。このため、地方公共団体における文化振興のための条例等の制定を促進するとともに、「新しい公共」の要素を取り入れた地域の文化芸術活動の創造発信を支援し、地域が主体となった文化の振興を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	文化振興のための条例若しくは指針等を既に制定し、又はそれらの改正若しくは制定の準備を始める都道府県又は市区町村が、地域住民、芸術団体、文化施設、教育機関等とともに実施する、特色ある文化芸術振興の取組に対して支援を行う。4年限りの事業とし、補助率は事業費の1/2とする。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算						3,006
		補正予算						
		繰越し等						
	計							3,006
	執行額							
執行率(%)								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (27年度)
	4年間で全都道府県(47)、1/3の市区町村(582)における文化振興条例等の制定を目指す。		成果実績					629
			達成度	%				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	年度ごとの補助事業の数		活動実績 (当初見込み)					※24年度の 活動見込である () (210)
単位当たり コスト	19(百万円/条例等制定目標)		算出根拠	単位当たりコスト X/Y = 要求額/(条例等制定目標/4年) X:平成24年度要求額 3,006百万円 Y:文化振興条例等の制定目標件数(1年当たり) 629件/4年=157件				
平成23・24年度 予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	諸謝金等		1					
	職員旅費		2					
	委員等旅費		4					
	文化芸術振興費補助金		3,000					
	計		3,006	※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本事業は、地方公共団体における文化振興のための条例等の制定を促進することを目的としており、4年限りの事業期間としている。4年間ですべての都道府県と、1/3の市区町村での条例等の制定を実現することを目標としている。条例等の制定促進のため、地方公共団体が地域住民、芸術団体、文化施設、教育機関等とともに実施する、「新しい公共」の要素を取り入れた特色ある文化芸術振興の取組、地域発の文化芸術活動の創造発信を支援する必要がある。地域が主体となった文化の振興は、広く国民の芸術文化活動に資することになる。文化芸術振興基本法の第4条、14条、35条においても、文化芸術の振興を図ることは国及び地方公共団体の責務とされており、文化振興のための条例等の制定が進んでいない地方公共団体の制定促進のために本事業を行うことは国としての責務であり、国が実施すべきものである。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
	<p>本事業は、事業の成果目標も立てられ、事業効果についても適切に検討されており、広く国民のニーズに応える事業であると考えられることから、当省の事業として実施することが必要と認められる。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

※当該資金の流れは、予算積算上に置いて想定される資金の流れを記載したものであり、実際の資金の流れとは異なる可能性がある。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A. 都道府県(全10事業)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	@100百万円×10都道府県	1,000			
計		1,000	計		0
B. 市区町村(全200事業)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	@10百万円×200市町村	2,000			
計		2,000	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0